

## 平成29年度隅田川花火大会事業補助金交付要綱

29生文第120号

平成29年5月10日

(趣旨)

第1 この要綱は、隅田川花火大会実行委員会が開催する花火大会事業（以下「大会事業」という。）に係る経費の一部を補助することにより、大会事業の運営を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助の対象となる者は、台東区、墨田区、江東区、中央区及び荒川区の5区の住民代表を主体として組織される隅田川花火大会実行委員会（以下「委員会」という。）とする。ただし、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号、以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

2 委員会の代表者に変更が生じたときは、別記第1号様式により、速やかに届け出るものとする。

(補助事業及び補助金の額等)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、委員会が行う隅田川花火大会事業とする。

2 補助の対象となる経費は、次の各号に該当する経費とする。

(1) 大会事業の経費のうち、花火の購入費、打上船借上費及び警備施設費

(2) 大会事業の自主警備事業経費のうち、専門警備員の雇上げに要する経費

(3) 大会40周年記念式典に要する経費

3 補助金の額は、予算額の範囲内とする。

4 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、この要綱の施行の日から平成30年3月31日までとする。

(補助金の交付の時期)

第4 この補助金は、委員会の事業計画及び事業執行状況に応じて交付するものとし、原則として年1回の概算払とする。

(交付の申請)

第5 委員会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、申請書（別記第2号様式）を大会事業実施の日の30日前までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6 知事は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、交付決定書（別記第3号様式）により通知する。

2 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第2に規定する暴力団員等であ

るか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

(申請の撤回)

第7 委員会は、第6の規定による交付決定書を受けた場合において、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該交付決定書受領後14日以内に、申請を撤回することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8 委員会は、第6の規定による交付決定書を受けた場合は、知事の指示する期日までに補助金交付請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、1の規定による請求があったときは、交付決定額を速やかに交付するものとする。

(交付の条件)

第9 知事は、第6の規定による交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事情変更による決定の取消し等

知事は、補助金の交付決定後、雨天若しくは荒天又は天災地変その他の理由により補助事業を遂行することが困難となった場合は、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助対象経費の一部又は全部が、すでに契約等により発生した場合には、この限りではない。

(2) 承認事項

委員会は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告

委員会は、補助事業が補助対象期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び状況を事故報告書(別記第5号様式)により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 遂行命令

ア 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、委員会に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 委員会がアの規定による命令に違反したときは、知事は委員会に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

(5) 実績報告

委員会は、補助対象期間終了後速やかに実績報告書(別記第6号様式)により、事業実績を知事に報告しなければならない。

(6) 補助金の額の確定

知事は、(5)の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、委員会に対し、額の確定書(別記第7号様式)により通知する。

(7) 精算書の提出

委員会は、(6)の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに交付金額の計算の基礎を明らかにした精算書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(8) 是正のための措置

知事は、(6)の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、委員会に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(9) 決定の取消し

知事は、委員会が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

エ 委員会（代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(10) 補助金の返還

ア 知事は、(1)又は(9)の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に委員会に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ (6)の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(11) 違約加算金及び延滞金

ア 委員会は、(9)の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 知事が委員会に対し、補助金の返還を命じた場合において、委員会がこれを納付期日までに納付しなかったときは、委員会は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

(12) 違約加算金及び延滞金の計算

ア 知事が(11)アの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、委員会の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

イ 知事が(11)イの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(13) 帳簿等の整理保存

委員会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及

び支出についての証拠書類その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保存しなければならない。

(その他)

第10 この補助金の交付に関しては、この要綱の定めるもののほか、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

別記第1号様式（第2関係）

年 月 日

東京都知事 様

申請者 住 所

名 称

代表者職氏名

印

平成29年度隅田川花火大会事業に伴う代表者変更届出書

このことについて、平成29年度隅田川花火大会事業補助金交付要綱第2-2の規定に基づき、  
下記のとおり委員会代表者の変更を届け出ます。

記

1 代表者氏名（変更前）

（退任日：平成 年 月 日）

2 代表者氏名（変更後）

（就任日：平成 年 月 日）

3 変更の理由

4 その他

年 月 日

東京都知事 様

申請者 住 所

名 称

代表者職氏名

印

平成29年度隅田川花火大会事業に伴う補助金交付申請書

このことについて、平成29年度隅田川花火大会事業補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額

金 円

内 訳

事業内容	事業費	補助対象事業費	都補助金申請額
1 花火購入費及び打上船借上費	円	円	円
2 警備施設費	円	円	円
3 専門警備員雇上費	円	円	円
4 40周年記念式典費	円	円	円

3 添付書類

- (1) 補助事業に係る事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 平成29年度の全体事業計画書
- (4) 団体の定款又は会則
- (5) 誓約書（書式1）
- (6) その他

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった平成29年度隅田川花火大会事業補助金については、下記のとおり交付する。

平成 年 月 日

東京都知事

記

1 補助金額

金 円

2 補助事業の内容等

補助事業の種目及び補助金の配分は、次のとおりとする。

事業の種目	補助金
花火購入費及び打上船借上費	金 円
警備施設費	金 円
専門警備員雇上費	金 円
40周年記念式典費	金 円

3 補助条件

4 申請の撤回

この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定書受領後14日以内に申請を撤回することができる。

別記第4号様式（第8関係）

年 月 日

東京都知事 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

平成29年度隅田川花火大会事業に伴う補助金交付請求書

平成 年 月 日付 生文文第 号により交付決定を受けた平成29年度隅田川花火大会事業に伴う補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

平成29年度隅田川花火大会

2 補助金請求額

金 円



別記第5号様式（第9関係）

年 月 日

東京都知事 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

平成29年度隅田川花火大会事業に伴う事故報告

このことについて、「平成29年度隅田川花火大会事業補助金交付要綱」第9（3）の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 実施予定日時
- 2 補助金交付額
- 3 中止までの経緯
- 4 中止の理由
- 5 その他

東京都知事 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名 印

平成29年度隅田川花火大会事業に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付 生文文第 号で交付決定を受けた平成29年度隅田川花火大会事業に伴う補助事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

事業内容	計 画			実 績		
	事業費	補助対象 事業費	都補助金	事業費	補助対象 事業費	都補助金
1 花火購入費及び打上船借上費						
2 警備施設費						
3 専門警備員 雇上費						
4 40周年記念 式典費						
計						

2 添付書類

- (1) 補助事業に係る事業実績報告書
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) その他

住 所

名 称

代表者職氏名

平成 年 月 日付 生文文第 号で交付決定した平成29年度隅田川花火大会事業に伴う補助金について、平成 年 月 日付 第 号で提出された実績報告書を審査した結果、隅田川花火大会事業の成果が、当該補助金の交付決定の内容及び条件に適するものと認められるので、その額を下記のとおり確定する。

平成 年 月 日

東京都知事

記

1 交付確定額

金 円

2 交付決定額（既交付額）

金 円

3 差引返還額

金 円

別記第8号様式（第9関係）

年 月 日

東京都知事 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

平成29年度隅田川花火大会事業精算書

平成 年 月 日付 生文文第 号で確定のあった平成29年度隅田川花火大会事業について下記のとおり精算します。

記

1 概算受領額

金 円

2 精算額

金 円

3 差引返還額

金 円

書式1

年 月 日

東京都知事様

住所

名称

代表者職氏名

印

## 誓約書

平成29年度隅田川花火大会事業補助金交付要綱第5の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする隅田川花火大会実行委員会（代表者、役員者又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）にあつては、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたつても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第9 1（9）の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第9 1（10）の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

\*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者